

京都市スポーツ施設指定管理者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 文化市民局市民スポーツ振興室が所管する公の施設の指定管理者の選定等を行うに当たり、必要な事項を審議するため、京都市公の施設の指定管理者の手續等に関する条例第16条の規定に基づき、京都市スポーツ施設指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、指定管理者の選定に関し、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 募集要項、選定基準に係る事項
- (2) 事業者の選定に係る事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 副委員長は、委員長が指名する。

4 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

6 委員長及び副委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可非同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第7条 会議は公開とする。ただし、第2条第2号にかかわる事項を審議する場合は、非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年6月6日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以後最初に市長が委嘱する委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、委嘱の日から平成19年3月31日までとする。

3 第6条第1項の規定にかかわらず、最初の委員会は、市長が招集する。